

2025年事業計画(案) (安全衛生管理活動計画)

○ 理念と基本方針

当協力会は『安全と健康の確保及び法令遵守は経営の基盤であると同時に働く人の幸福の原点である』との理念のもと、信頼関係を基軸に「常に現場第一線で働く人の安全と健康の確保に役立つ活動を目指すこと」を基本方針とし、以下の事を推進する。

主管部門及び関係請負人との連携を密にして「作業前の手順」について充分確認し、理解・納得しあう。

管理・監督者は、現場実態を把握し良いところは褒め、危険要因について「妥協・黙認・見逃し・放置」しないことを率先垂範する。

また、危険要因の背景や根本要因となっている「危険の根を絶つ」姿勢で取り組む。

現場第一線作業者は、自分自身を守り、仲間を守る為、安全作業に徹すると同時に不安全行動等については、相互に注意・指導しあえる職場風土作りに心掛ける。

○ 2025年活動方針

昨年を振り返ると、当技術センターの安全成績は休業1件、不休業2件及び軽処置12件が発生しました。

(一昨年:休業3件、不休業1件、軽処置15件)

年間目標である重大災害「ゼロ」は達成しましたが、休業災害「ゼロ」、墜落災害「ゼロ」は未達となりました。

災害の型別では「目に異物」「切れ・こすれ」及び「つまづき・転倒」が繰り返し発生しています。

共通した原因としては、油断、危険軽視、咄嗟による不安全行動といった「人」に関する面と作業手順の不備・基本ルールの見逃し等管理面に起因する災害が挙げられます。これらの災害を防ぐためには「リスクアセスメント(RA)および危険予知(KY)で危険の洗い出し」を行い、「自らの安全性を高めると共に仲間を守る」という強い信念のもと、お互いに声を掛け合い、注意し合うことで決められたことを確実に実行することが重要です。

衛生面では社会問題となっているメンタルヘルス不調による健康障害を防止するためのストレスチェックを継続し、また体の健康に関しては、一人ひとりが自律的な生活習慣の改善活動を引き続き推進する必要があります。

これらの状況を踏まえ、当協力会はプラント本部殿の年間活動に沿って、重点活動を粘り強く展開することにより、安全かつ健康で働きやすい職場を実現させましょう。

活動のキーワード **信頼関係を築く** **目的と手段を明確に** **三現主義で**

1. スローガン(2025年)

「一人ひとりが危険の排除 しない!させない!危険な作業」

2. 安全衛生管理目標

< 安全 > (1)重大災害「ゼロ」 (2)休業災害「ゼロ」 (3)墜落災害「ゼロ」

< 衛生 > 職業性疾病発生「ゼロ」

3. 重点施策及び推進内容(案)

<1> 安全マネジメント力の強化

- (1) 現場・店社部門は役割を明確にし、各々で安全マネジメント(PDCA)を実行推進(特にC・Aを強化)し、安全を最優先とした人に優しい業務遂行に注力する

工事計画、作業手順に沿った実行管理ができているか、日々、週間、月間、工程の節目毎に確認し、実効的なマネジメントを推進する

現場管理者は、職長とPDCAを意識した対話を通し実行管理を行う

- (2) 現場管理者(施工管理者、職長)は作業手順、作業要領やRA結果を周知徹底し災害リスクを低減

安全衛生審査会の確実な実施および審査会での法令・社内ルール準拠の確認を徹底し、リスクアセスメントを実施する
作業手順の周知会を作業員全員に実施する

現場管理者および現場管理者以外で現場に出る社員に対して、現場業務内容に応じた安全「教育」の実施
安全情報(法令改正、行政指導など)の把握・遵守

特に「特定化学物質」「法第22条に規定する健康障害を防止」に関する法改正

- (3) 現場管理者は正しい手順および適切な機器設備で安全に作業が行われているか自ら現地で確認(RA結果・KY記載事項の順守状況含む)

現場管理者は、現場巡視により抜けのない確認と指導を行う

- 1 不安全行動を見逃さない、黙認しない(不安全行動を現認したその場で丁寧な指導を心掛ける)
- 2 不安全状態を放置させない(作業床の開口部・端部の養生、作業通路・足場からの墜落防止処置など)
- 3 3H(初めて、変更、久しぶり)作業時には重点的にハットロールを実施する

全員参加の具体的KY活動(新KY活動)の定着、『具体的KYリスト』『一人KYカード』による行動特性を前提とした習熟訓練の実施

予知・予見能力の向上による原因療法型への防災活動変換(各種RAリストによるRA形骸化の打破)

予定外作業が発生した場合、『止める』『呼ぶ』『待つ』と事前の作戦会議の徹底、予定外作業事例リストを掲示する

- (4) 現場管理者は経験の浅い施工管理者・職長・作業者に対し不安全行動防止に対する安全感向上教育・指導等(安全対話、類災害事例検討会等)を実行推進

新規入構教育、安全大会、節目のKY等を通じ、不安全行動防止に向けた啓発を実施する

指差確認(AAO一呼吸活動など)を全員に周知徹底し、リスク(危険)の事前確認を意識させる

IKF(いい関係深め合い)活動を展開し、仲間意識をベースとした安全文化を醸成し、不安全行動・ヒューマンエラーの防止に対するPDCAを展開する

不安全行動チェックリストの活用を推進し、過去災害データベース(SAGUR)、過去災害再現動画、デジタルサイネージ向け動画をを用いた教育・啓発活動を展開する。視聴覚教育教材の拡充と活用を展開する

- (5) 安全コミュニケーション(対話・寄り添い・思いやり)を通した安全管理マネジメントの推進

工事工程の節目や日々の朝礼・夕礼などの打合せで、情報共有を抜けなく行う

掲示物やデジタルサイネージ等を活用し、視覚的な情報共有を行う

<2> 再発防止対策の確実な実行と点検

- (1) 過去災害(災害風化防止リスト、SAGUR等)を活用した再発防止対策(安全活動に対する活用促進)

原因分析は「人的要因」「物的要因」「管理的要因」の視点から行い、「なぜなぜ分析」などにより原因を深掘りし具体的な再発防止対策を立案する

再発防止対策について、類似災害検討会を作業員全員で展開し、さらに、ポスターやデジタルサイネージを活用して、作業員全員への浸透を図る

- (2) 再発防止対策は「人」「物」「管理」に係る原因を深掘りし的確な対策を立案。実行状況を確実に点検・確認し、フォローアップを実施

安全ハットロールおよび現場巡視時は、現地現場で、過去災害事例に基づいたチェックリストを用い、実行状況を確認する。
特に、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ(車両・フォークリフトを含む)」、「転倒」、「切れ・こすれ」に対する危険作業の排除を徹底する

(3) 再発防止対策は広く情報共有し RA・KY 活動にも展開浸透

店社から現場へ情報共有し、類似災害防止対策を検討の上、対策を講じる。計画審査時は過去災害の措置確認リストにより事前確認する

<3> 墜落転落・接触災害、有機溶剤中毒・酸欠災害防止は重点課題とする

(1) 高所作業、狹隘・密閉空間作業、重機作業は重点作業として位置づけ、工事計画の安全審査は必須。

入念に災害防止対策を策定

工事計画は、現地条件に配慮した抜けのない RA 立案・実施。本質安全化施策として 2 重の墜防対策等、保護具に頼らないフェールセーフ的な設備構造・手順の事前措置徹底

高所作業の計画においては、漏れなく事前の墜落・転落防止対策(囲い、手摺・中さん・幅木、覆い、防網、墜落制止用器具(安全帯)取付設備等)、飛来・落下防止対策(立入禁止措置、幅木、落下防止ネット、養生シート等)実行を指導する

墜落災害防止対策については、墜落防止用安全ネット取付用金物など設計段階でも積極的に予め対策を検討する標準規格(枠組み・単管)・標準図から逸脱する足場は、必要に応じて構造図や構造計算書を含む詳細計画を確実に立て安全性を確認する

重機作業においては、作業計画を作成させ、有資格者の配置、歩車分離または誘導員配置を確実に行うことを指導する

可動物使用時は、可動部・回転部への接触・可動範囲への立ち入りが無いように作業計画を行う。どうしても可動範囲に立ち入る必要がある場合は、漏れなく非可動措置をとるように指導する

(2) 災害リスクの高い開口部設備の取り扱いやコンベア等回転機器取扱作業は、安全対策や作業手順の実施状況を確実に確認する

足場設置時、改造時および作業状況の変化時に現地・現物で確認した上で、適応した墜落防止対策を行う

足場点検は確実に実施する。特に、墜落防止対策を重点的にチェックする

高所作業では作業状況に応じ、最適な墜落防止措置を取る。(例: 柵、囲い、水平ネットの設置)

墜落制止用器具(安全帯)使用や親綱等の基本ルールは新規入場者教育時に指導すると共に、ポスター、デジタルサイネージで視覚的に啓発し、現場巡視では見逃さず厳格に指導する

(3) 化学物質の取り扱いに際して、事前に SDS を入手し RA を実施(SDS と RA 結果は作業員全員に周知徹底)

(4) 墜落制止用器具(安全帯)の使用や親綱等設置の基本ルールは根気強く指導を継続

<4> 新規入場者・未熟練者・高齢者の災害防止

(1) 管理者は安全ハットロールや現場巡視にて作業配置・作業状況を確認し、注意喚起や安全指導を率先垂範

新規入場者・未熟練者・高齢者(65歳以上)に対しては、作業所全体で意識して頻繁に声掛け・問い掛けを実施する

職長は新規入場者・未熟練者を複数人作業に就け、常に同僚の目の届く範囲に配置する

作業所長、直・協 現場管理者は新規入場者・未熟練者・高齢者(65歳以上)の配置を確認する

作業経験年数、実施する作業の経験の有無および作業指揮命令系統等を対話する(入口管理)

(2) 声掛けによる相互啓発活動を継続(特に経験の浅い作業員には積極的に！)

(3) 不慣れな作業員に対しては作業開始前に安全教育を丁寧に行う

(4) 通勤時・移動時の転倒災害防止、ながらスマホ・あるきスマホ防止の注意喚起・啓発活動の継続

<5> 健康維持・増進活動の推進

(1) 心とからだの健康維持増進活動に積極的に取り組み健康で働きやすい職場を実現。衛生啓蒙活動(救急法講習会等)の継続実施

ストレスチェックの実施と、その診断結果に基づく働きやすい職場づくりに向けた改善
階層別のメンタルヘルス教育の実施 心身の健康に関する情報提供の充実

(2) 働き方改革の推進(時間外労働の上限規制等、改正労働基準法の遵守)

過重労働発生時には健康障害防止対策の確実な実施とフォローを行う